

愛媛県中核産業人材確保支援制度に登録しませんか

～中核産業人材確保支援制度とは～

🔍 愛媛県 奨学金 登録企業

大学生・大学院生の県内(市内)への定着やUIターン就職を促進するため愛媛県、松山市と県内(市内)企業が協力して、奨学金の返還を助成する制度です。

企業のメリット

企業のPRに！

県のHPや学生に送付するチラシに企業名を掲載

採用に！

県が認定した対象学生のリストを提供

定着に！

就労の継続が助成の条件
(最長 7 年)

登録無料！

対象学生の採用がなかった場合
企業負担は不要

制度概要

対象企業	■ 次の(1)と(2)のいずれにも該当する企業 (1) 大学生等の採用を予定している企業で、愛媛県内に事業所を有する企業 (2) 以下の日本標準産業分類のいずれかに該当する事業を営む企業 <u>ア 「ものづくり産業分野」</u> 大分類 D 建設業 E 製造業 I 卸売業、小売業 L 学術研究、専門・技術サービス業のうち、小分類 742 土木建築サービス業 <u>イ 「IT 関連分野」</u> 大分類 E 製造業 G 情報通信業 <u>ウ 「観光分野」</u> 大分類 M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 791 旅行業	
登録企業の義務	■ 登録企業は、次の条件を守らなければなりません。 (1) 助成対象者を正社員として採用し、継続して就業した場合、1 年間の奨学金返還実績(10 月分～翌年 9 月分)ごとに、返還支援が終了するまでの間、県が設置する基金へ企業負担分を継続して出捐することを確約すること。 (2) 助成対象者の責に帰さない事由により出捐しない場合は、必ず助成対象者の同意を得ること。 (3) 助成対象者の助成金交付申請に必要な在職証明書等を発行すること。 (4) 県から提供する助成対象者に関する個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。	
企業負担	(1) 県基金への出捐額 助成対象者の 1 年間の奨学金返還実績(10 月分～翌年 9 月分)ごとに、1 人当たり年間返還額の 2/3 または 16.8 万円のいずれか低い額の 1/2(年最大 8.4 万円)を最長 7 年間出捐いただきます。 (2) 助成対象者の採用数上限 1 社につき 2 名まで (ただし、予算の範囲内で 3 名以上に対し、助成することも可能) ※愛媛県内に主たる事業所を有していない企業が、採用した助成対象者を県外の事業所等で勤務させる場合は、返還支援の対象になりません。 ※助成対象者の雇入れ日までに登録企業としての認定を受ける必要があります。	